

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定（保険課）
保安林の指定の解除予定（森林保全課）
土地収用法による土地の立入り（管理課）
- ◇ 公 告 交通誘導警備に係る検定の実施（生活安全企画課）
- ◇ 雑 報 環境影響評価準備書の縦覧（環境政策課）

告 示

鳥取県告示第五百十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第に条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
友鉱会皆生温泉病院	米子市皆生新田三丁目七―八	平成九年七月一日
林医院	米子市東町一五四	〃
医療法人社団愛生会	米子市上後藤八丁目五―一	〃
長田産科婦人科医院	〃	〃
医療法人社団	〃	〃
辻田耳鼻咽喉科医院	米子市河崎六〇五―一	〃
医療法人清和会垣田病院	倉吉市上井三〇二―一	〃
医療法人まつだ小児科医院	倉吉市新町三丁目一七八―三	〃
永田歯科医院	倉吉市新町一丁目二四六―一	〃
井手野歯科医院	岩美郡福部村大字海士三三五―一	〃
山田歯科医院	八頭郡河原町大字佐貫七五六	〃
医療法人清生会谷口病院附 属診療所東伯サテライト	東伯郡東伯町大字八橋五一―	〃
マブチ歯科医院	鳥取市今町二丁目三〇―一	〃
堀内診療所歯科	鳥取市西品治七四九―三	〃
野口産婦人科クリエック	鳥取市西品治八三六―二	平成九年七月五日
森田医院	米子市上福原五丁目一三―六六	〃
たかの歯科クリニック	米子市博労町二丁目三―一	平成九年七月十二日
ミナミ薬局有限会社	倉吉市上井町一丁目二―二	平成九年七月一日
ふくいち薬局	米子市福市八六二―一〇	平成九年七月十日

鳥取県告示第五百十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字美用字中ソ称一八八七の一（次の図に示す部分に限る。）、一八八七の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成九年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧架空送電線路 境港余子線新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

境港市中野町字西蛭田、字西広廻及び字米子田、福定町字長田、字正路及び字角畑、竹内町字三角道、字垣ノ内、字宮ノ内、字小磯塚、字三斗蒔、字又助及び字釜池落、

高松町字五輪松、字境目及び字宮ノ前並びに新屋町字境目地内
立ち入ろうとする期間

平成九年七月十八日から平成十年七月三十一日まで

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第11条の2の規定に基づき、警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第1項に規定する交通誘導警備に係る検定を次のとおり実施する。

平成9年7月18日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

1 検定の種別及び級

交通誘導警備 2級

2 実施日時

平成9年11月1日（土）午前9時30分から午後5時30分まで

3 実施場所

東伯郡大栄町大字由良宿1300 鳥取県自動車運転免許試験場

4 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 事故の発生時における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

<p>7 車両等の誘導に関すること。 イ 事故の発生時における応急の措置に関すること。</p> <p>5 受験資格 次のいずれにも該当する者であること。 (1) 県内に住所を有する者、又は県外に住所を有する警備員であつてその者が属する営業所が県内にあるもの (2) 平成9年11月1日現在満18歳以上であること。 (3) 法第3条第1号から第5号までのいずれにも該当しないこと。 (4) 警備員等の検定に関する規則第11条第1項規定により、検定の合格を取り消された者にあつては、当該取消の日から起算して3年を経過していること。</p> <p>6 検定申請書の受付期間 平成9年9月1日(月)から同月30日(火)まで</p> <p>7 検定申請書の提出先 (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署 (2) 県外に住所を有する警備員であつて、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署 なお、郵送による検定申請書の提出は、受け付けない。</p> <p>8 検定申請書の提出部数及び添付書類 検定申請書は正副2通とし、次に掲げる書類を添付すること。 (1) 県内に住所を有する者 ア 履歴書及び住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し) イ 法第3条第1号に掲げる者に該当しない旨の市町村長の証明書 ウ 法第3条第5号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書 エ 法第3条第1号から第5号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面 オ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び</p>	<p>撮影年月日を記入したもの) 2葉 (2) 県外に住所を有する警備員であつて、その者が属する営業所が県内にあるもの ア (1)の書類 イ 当該営業所に属することを証する書面(所定の様式によること。)</p> <p>9 検定手数料及び納付方法 検定手数料は、21,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を検定申請書正本の下部欄外の余白にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。</p> <p>10 その他 (1) 受験者は、筆記用具を持参すること。 (2) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0111)にすること。</p>
<p style="text-align: center;">雑 報</p>	<p>鳥取県環境影響評価実施要綱(平成3年11月鳥取県告示第806号)第4条第1項の規定に基づき、環境影響評価準備書を作成したので、同要綱第6条の規定により次のとおり公告し、当該準備書を縦覧に供する。</p> <p style="text-align: center;">平成9年7月18日</p> <p style="text-align: center;">米子市長 森 田 隆 朝</p> <p>1 事業者 (1) 名称及び代表者の氏名 米子市</p>

<p>米子市長 森田隆朝</p> <p>(2) 事務所の所在地 米子市加茂町一丁目1</p> <p>2 縦覧に供する環境影響評価準備書に係る対象事業</p> <p>(1) 名 称 米子市新清掃工場整備事業</p> <p>(2) 種類及び規模 廃棄物処理施設の設置 (新設) 型式 全連続燃焼式 処理能力 270トン/日 処理対象ごみ 可燃ごみ</p> <p>(3) 実施しようとする区域 米子市河三柳3240-1、3258-1、3271-9、3271-11、3271-12、3280-1の一部、3280-10の一部、3280-12、3281-、3282-11の一部、3282-25の一部、3333-1、3333-2、3333-8、3338-4、3339-4及び3340-2</p> <p>(4) 関係地域の範囲 米子市河三柳、河崎及び夜見町</p> <p>3 縦覧の場所並びに期間及び時間</p> <p>(1) 場所 米子市河崎3333 米子市市民環境部清掃工場 米子市加茂町一丁目1 米子市市民環境部環境課 米子市河三柳3305 米子市加茂公民館 米子市河崎2620 米子市河崎公民館 米子市夜見町1679-11 米子市夜見公民館 米子市東福原一丁目1-45 鳥取県西部健康福祉センター 鳥取市東町一丁目271 鳥取市生活環境部環境政策課</p> <p>(2) 期間及び時間</p>	<p>平成9年7月18日(金)から同年8月18日(月)までの日(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで(米子市市民環境部清掃工場においては、同年7月18日(金)から同年8月18日(月)までの日の午前8時から午後8時まで。)</p> <p>4 意見書の提出期間等</p> <p>関係地域内に住所を有する者で、環境影響評価準備書の内容について環境の保全等の見地から意見のあるものは、次に定めるところにより米子市長に対し意見書を提出することができる。</p> <p>(1) 提出期間 平成9年7月18日(金)から同年9月1日(月)まで</p> <p>(2) 提出先 〒683 米子市河崎3333 米子市市民環境部清掃工場</p> <p>(3) 記載事項等 様式は自由とするが、氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、対象事業の名称並びに環境の保全に関する意見を簡潔に記載すること。</p>
--	--